

2019年4月23日

平成31(2019)年度第一回市町村職員研修

地域で男女共同参画を進めるために

埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)

瀬山紀子 seyama.noriko@pref.saitama.lg.jp

埼玉県男女共同参画推進センター

- ▶ 埼玉県男女共同参画推進センター（直営） 条例設置（愛称 With Youさいたま）
- ▶ 2002年4月 オープン
- ▶ 現在行っている事業
 - ✓ 情報収集・提供事業
 - ✓ 相談事業 ※配偶者暴力相談支援センター
 - ✓ 学習・研修事業
 - ✓ 自主活動・交流支援事業
 - ✓ 女性チャレンジ支援事業
 - ✓ 調査・研究事業
- ※ 県・女性キャリアセンターが同居



◎市町村の男女共同参画の取組の支援は、県のセンターの役割の一つ。

※With Youさいたまの活用については、『With Youさいたま 活用ガイド』を参照してください！

根拠となる法律

男女共同参画社会基本法

前文

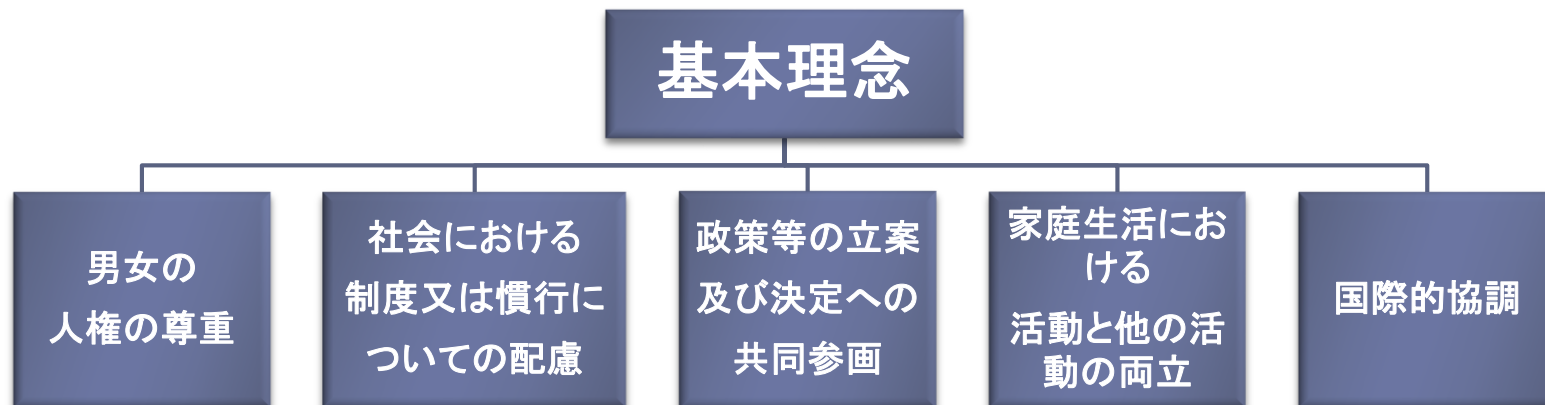
- ▶ 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。
- ▶ 一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。
- ▶ このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

1999年(H11)制定

男女共同参画社会とは

■男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日公布・施行)で、次のように定義されています。

第2条 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。



● 地方公共団体の責務

- ・ 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりための施策に取り組む
- ・ 地域の特性を生かした施策の展開

埼玉県男女共同参画推進条例

- ▶ 個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。(中略)しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。
- ▶ (中略)
- ▶ 特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。
- ▶ こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

2000年施行

男女共同参画に関する条例を制定している市町村 (平成30年4月1日)

■ 条例制定済み
(39市町)



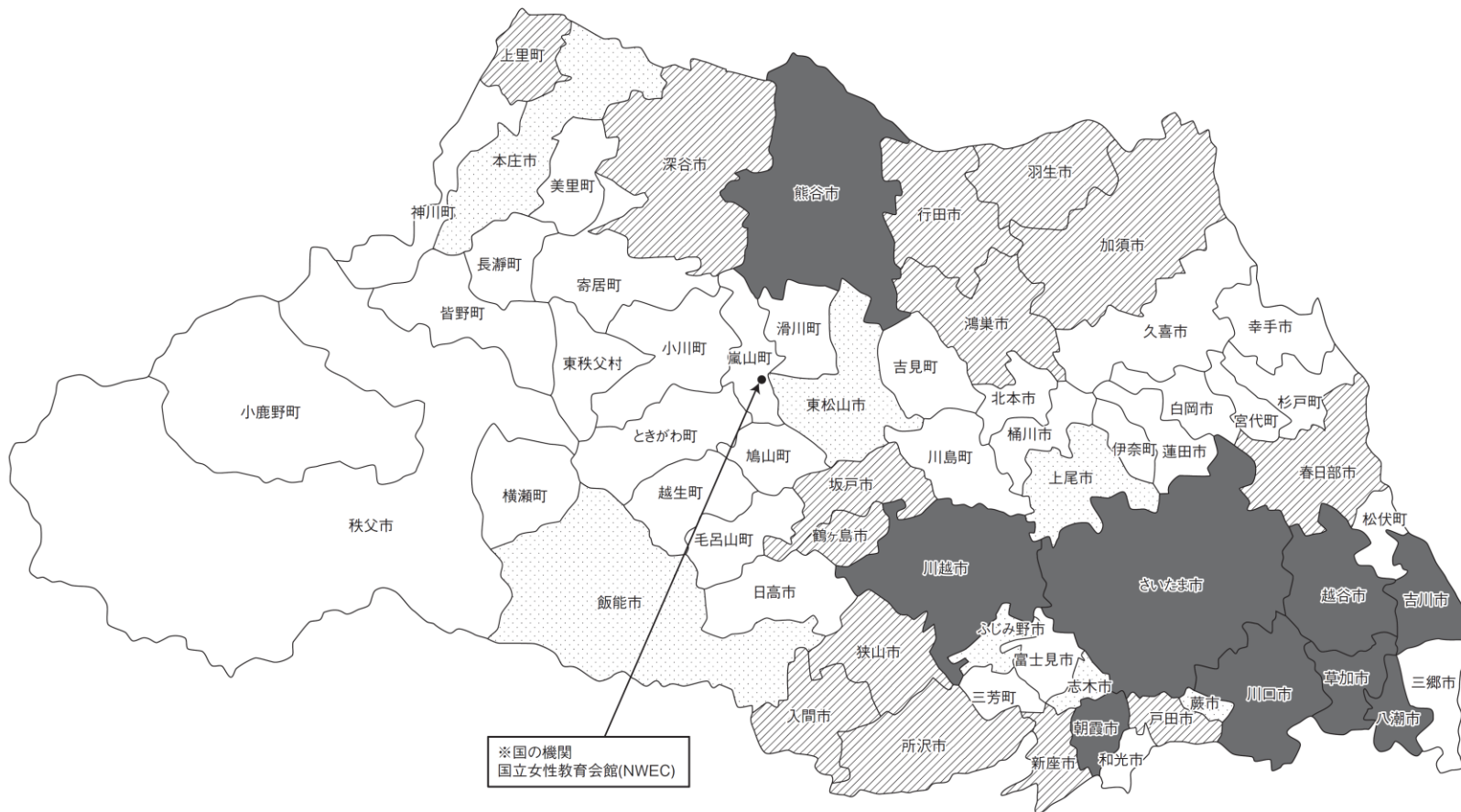
埼玉県 39市町(35市 4町)

制定率61.9% (全国平均 37.1%)

※埼玉県は条例制定率が全国的にみてとても高い県

男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターの設置状況

- 男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターどちらもある(9市)
- 男女共同参画推進施設のみ(14市町)
- 配偶者暴力相談支援センターのみ(7市)



(平成30年4月1日現在)

埼玉県はすべての市町村で計画を策定

- ▶ 平成30年4月1日現在 埼玉県では、全市町村が、男女共同参画の推進に関する計画を策定(すでに第4次、5次計画となっている市もあり)

(全国平均 76.7%)

- ▶ 男女共同参画基本計画

(男女共同参画社会基本法 第14条 3項)

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

- ▶ まず計画をチェック！特に現行計画のポイントを把握しておく

計画の推進・実施状況のフォローアップが重要

- ▶ 各地域で男女共同参画を推進していくための道筋を示しているのが計画（実際には、計画に課題がある場合も）
- ▶ 策定した計画に基づき、庁内で、また域内の団体、住民とのパートナーシップで、計画に沿って、計画に掲げている目標を達成するために取組をしていくことが重要
- ▶ 計画を着実に進めていくためには、「男女共同参画の推進」が、地域の将来にとって不可欠の課題だという認識を庁内、また域内で共有化する
- ▶ そのためにも、男女共同参画の担当課の方が、その必要性について言語化し、さまざまな方法で発信していく

男女共同参画の基本は人権

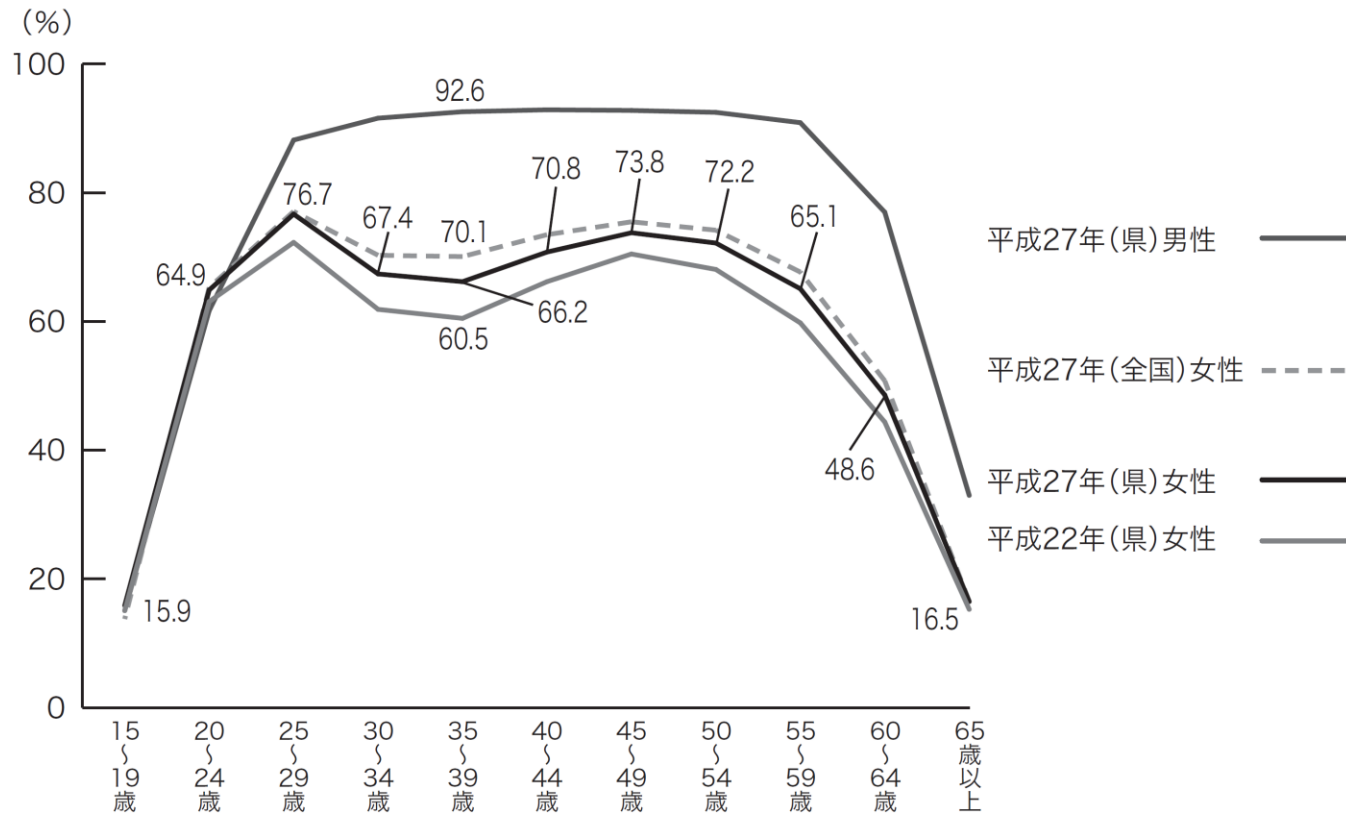
- ▶ 男性優位型社会・男尊女卑社会を変えること
- ▶ 男女共同参画は、ハラスメント・暴力の問題とも深くむすびついている（「痴漢は、男尊女卑の社会を背景に行われる構造的な問題として考える必要があり、性暴力を性欲の問題だけでとらえると本質を見誤ってしまう。男尊女卑的価値観が世代を超えて学習されていることが問題であり、痴漢の問題は、その学習の場として大きな役割を果たしている家庭の問題ともいえる」メンズプロジェクト斉藤章佳さん講演会より）
- ▶ 現行の仕組みのなかで女性は貧困に陥りやすい
- ▶ （基本法 第3条）男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない
- ▶ （基本法 第4条）社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない

男女共同参画社会の形成＝持続可能な地域づくり

- ▶ 男女共同参画社会＝持続可能な社会
- ▶ 子どもを産み育てやすい社会（いまの社会は、産むと働き続けられなくなりやすい社会）
- ▶ 男性中心型労働慣行から、男女共同参画型労働慣行へ
- ▶ 長時間就業が前提で、妊娠、出産、介護、病気、障害等々、事情がある人が働きにくい社会は、さまざまな弊害をもたらしている
- ▶ 労働力人口の減少のなかで、労働力として女性
- ▶ 2030年に向けて世界が合意したSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5にも男女平等が位置づけられている

教育格差は縮小してきたがー 現在も男女で異なるライフコース M字型曲線

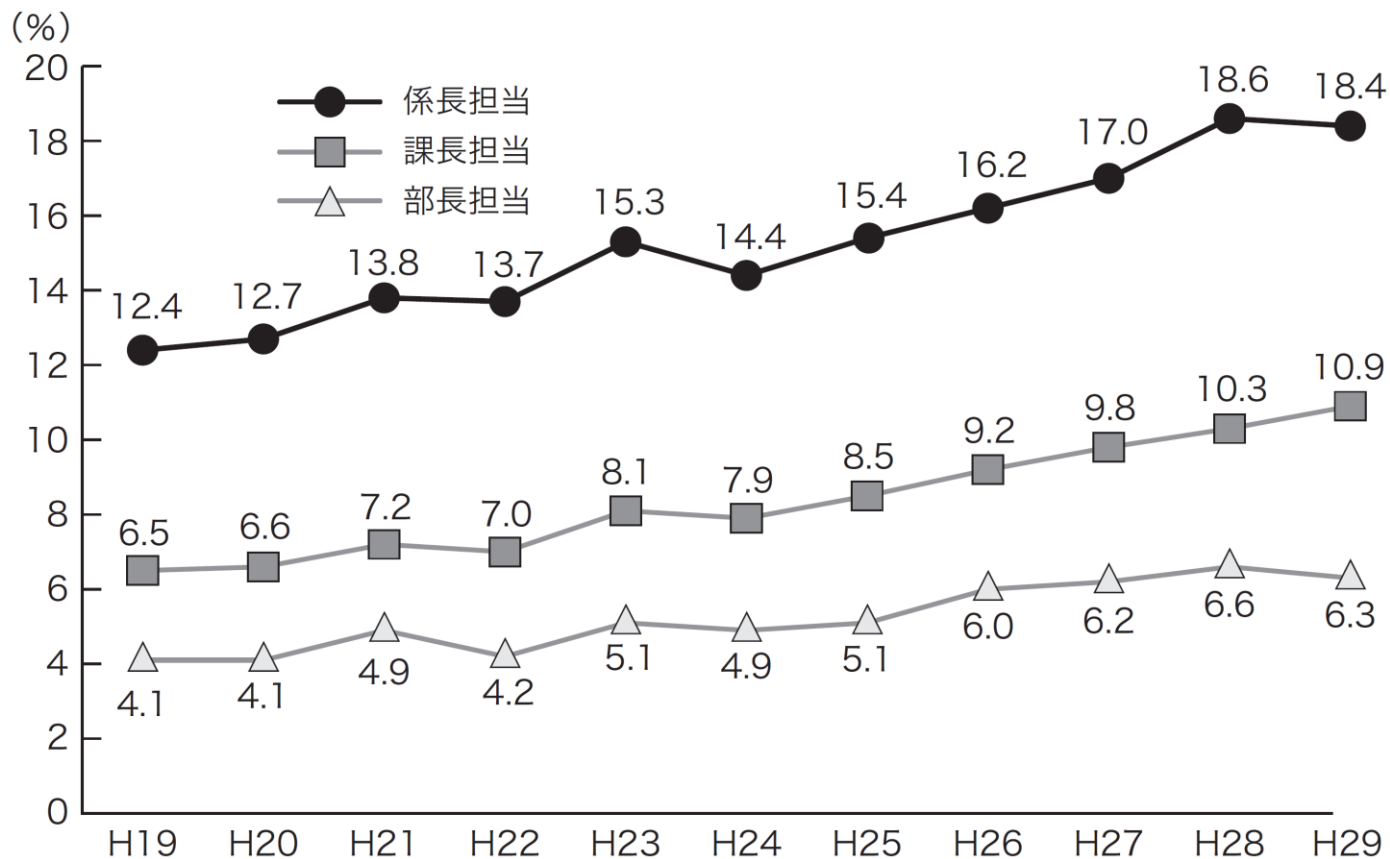
年代別の女性(男性)の労働力率



※ 総務省「平成27年国勢調査」より。

男女格差が顕著な日本 民間企業

▶ 民間企業 階級別役職者に占める女性割合の推移

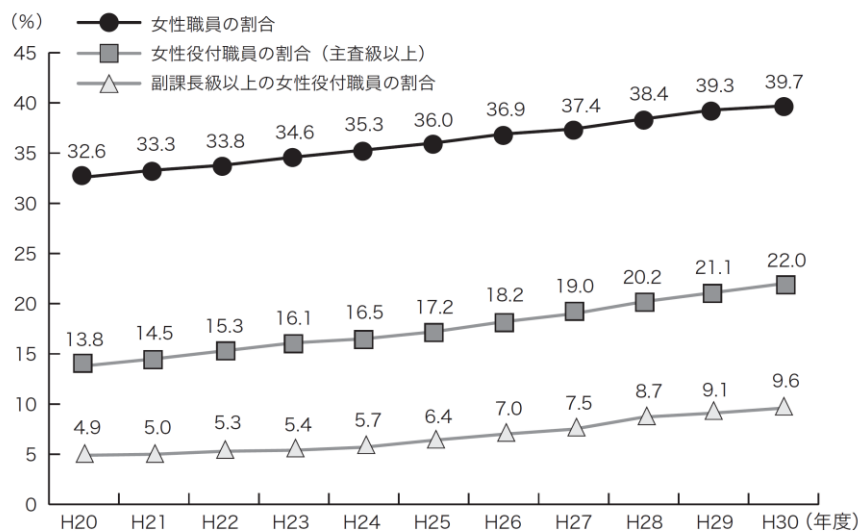


※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より。

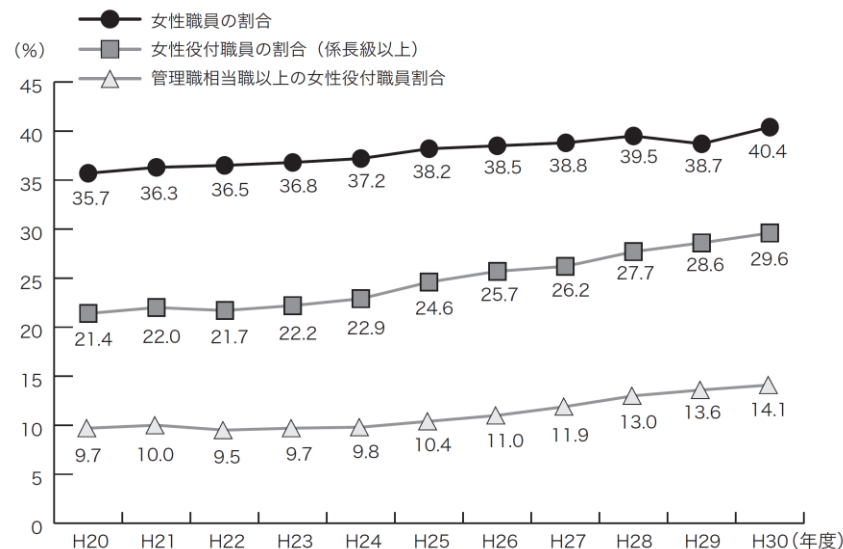
男女格差が顕著な日本 自治体

民間企業と比べると、自治体の女性管理職比率は少し高い。しかし、現状では、2020年までにあらゆる分野で女性比率を30%に(202030)、という政府目標(H22年閣議決定)からすると、低い数値が続いている。

◆県における女性の職員・役付職員の割合



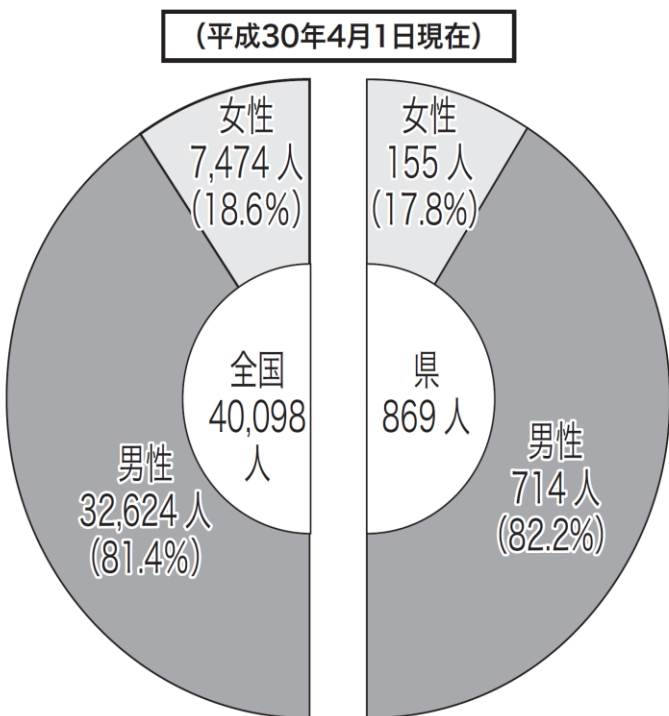
◆市町村における女性の職員・役付職員の割合



男女格差が顕著な日本 さまざまな領域

弁護士の女性比率

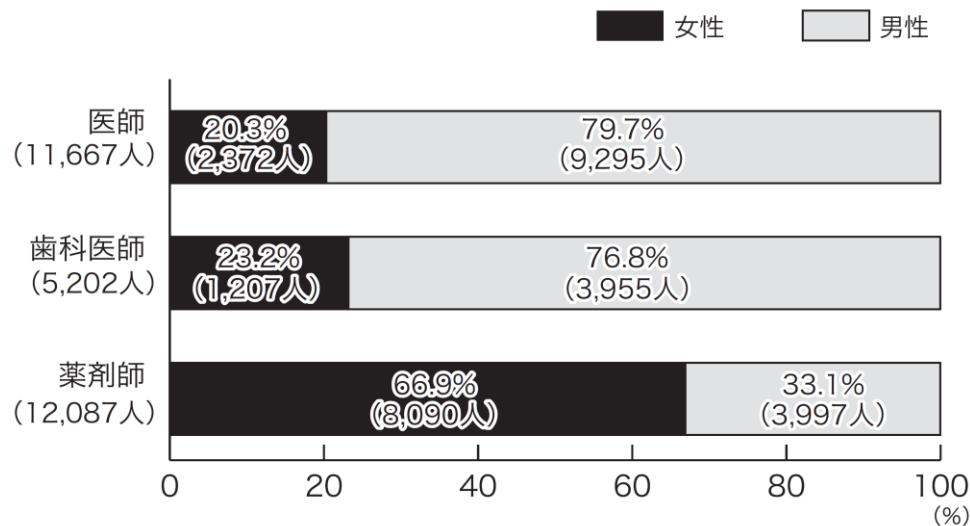
増加傾向にあるが、現在も低い状況



医療従事者の女性比率

女性医師の割合は20.3%。全国平均も21.1%と低い状況が続いている

医学部の受験については昨年ニュースにもなったところ
埼玉は近代医師の第一号となった荻野吟子が誕生した地



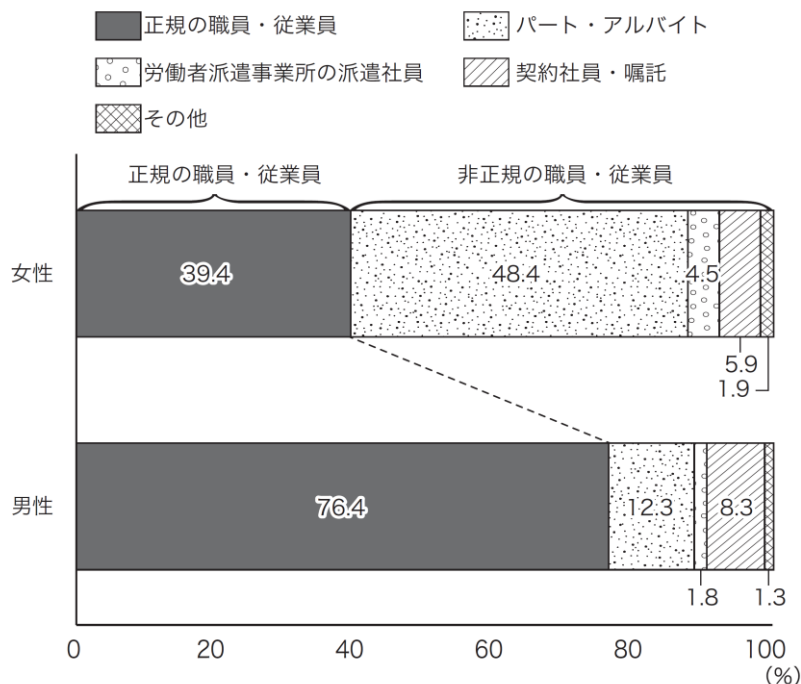
※1 厚生労働省「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」より。

※2 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

埼玉県は女性・男性の働き方に特に大きな差

女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合

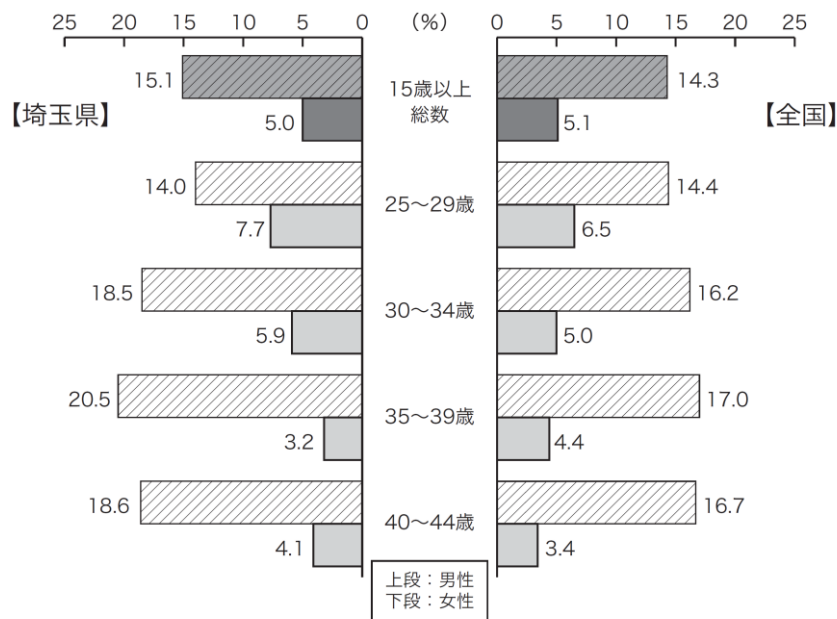
女性労働者のパート・アルバイトの比率は48.4%で全国平均よりも高い数値(全国平均44%)



※ 総務省「平成29年就業構造基本調査」

週60時間以上就業している人の割合

全国平均と比較しても、長時間就業の傾向がある埼玉県。特に、25～44歳で、全国平均を2ポイント上回っている。

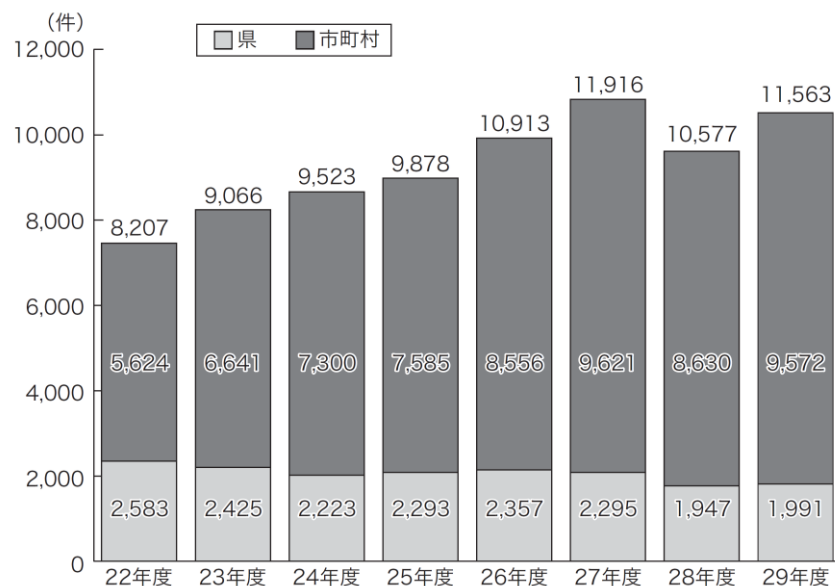


※ 総務省「平成29年就業構造基本調査」より。

DV（ドメスティック・バイオレンス）相談の現状

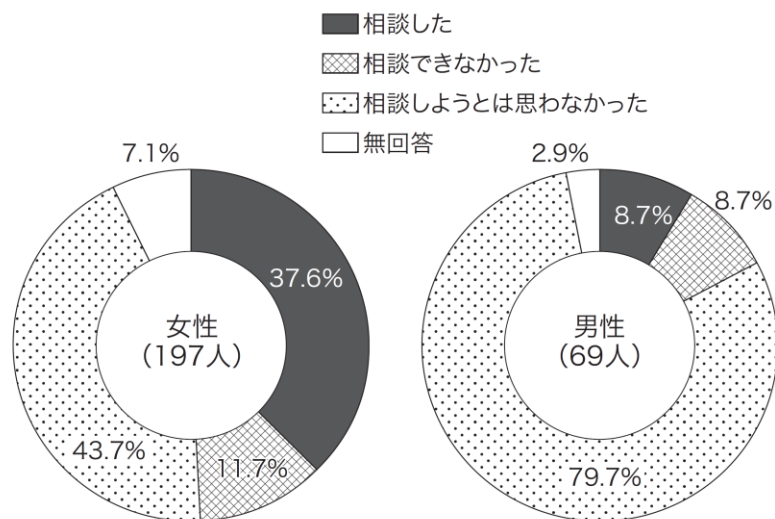
配偶者等からの暴力に関する相談件数の推移

配偶者等からの暴力に関する相談は、県全体で見ると年間10000件を超える数値。



配偶者等から受けた暴力に関する相談

男女とも相談しようとは思わなかったという回答が多いが、男性は、相談につながっていない人が圧倒的多数(79.7%)。



※ 県男女共同参画課「平成27年度意識・実態調査」より。

現状の背景にある性別役割分業型社会

- ▶ 男女共同参画社会の形成が進んでいない現状
- ▶ 背景には、性別役割分業の仕組み・意識

《性別役割分業》

男性は仕事、女性は家事・育児・子育て

男性＝一家の稼ぎ手、女性＝主婦・補助的稼ぎ手

- ▶ 性別役割分業型社会のもたらす課題の顕在化（長時間労働、子育て責任の加重化、子育てと仕事の両立の困難、女性の経済的自立の困難、DV等）
- ▶ 現実には、人々の多様な生き方が存在（性別役割分業型のモデルに当てはまらない人たち：共働き、単身世帯、ひとり親、セクシュアル・マイノリティの人たちなど）
- ▶ 性別役割分業型社会は、時代状況の変化に対応していない

災害時にも顕在化した問題

- ▶ 避難所の生活環境の問題
 - 着替えや授乳、下着が干せないなどの問題
 - トイレが男女別になっていない
 - 女性が環境改善に意見を言えない
 - 女性に多いエコノミークラス症候群（関連死も）
- ▶ 物資の不足と配布方法の問題
 - 生理用品などの女性用品、乳幼児・子どもや高齢者用品の不足
 - 男性のみによる配布
- ▶ 「炊出しは女性」などの性別役割（長期・無償）
- ▶ 地域防災活動・避難所運営に女性の参画機会がなく、女性の意見が反映されない

日常の地域・社会にある関係性が災害時により顕在化



男女共同参画を進めるには「連携」が不可欠

- ▶ 男女共同参画は、あらゆる領域に関わる課題
- ▶ さまざまな分野との連携が必要
例) 福祉、教育、スポーツ、防災、広報全般
- ▶ 行政に限らない地域団体・企業等との連携も不可欠
例) 自治会、自主防災会、NPO、子育て支援団体
多様な働き方実践企業
- ▶ 地域における男女共同参画の推進は、さまざまな担当、組織、団体との連携なくしては進めていけない

政治分野の男女共同参画も課題化

- ▶ 「政治」は男女共同参画の推進が進んでこなかった分野
- ▶ 昨年は、「政治分野における男女共同参画推進法」が成立
- ▶ この法律は候補者男女均等法といわれ、実態調査、啓発、環境整備などに関わる地方公共団体の責務が書かれている

▶ Women in national parliaments 2019年1月1日現在

▶ 日本10.2% 165位

ルワンダ61.3% (1位)

スウェーデン47.3%

フランス39.7%

アメリカ23.5%

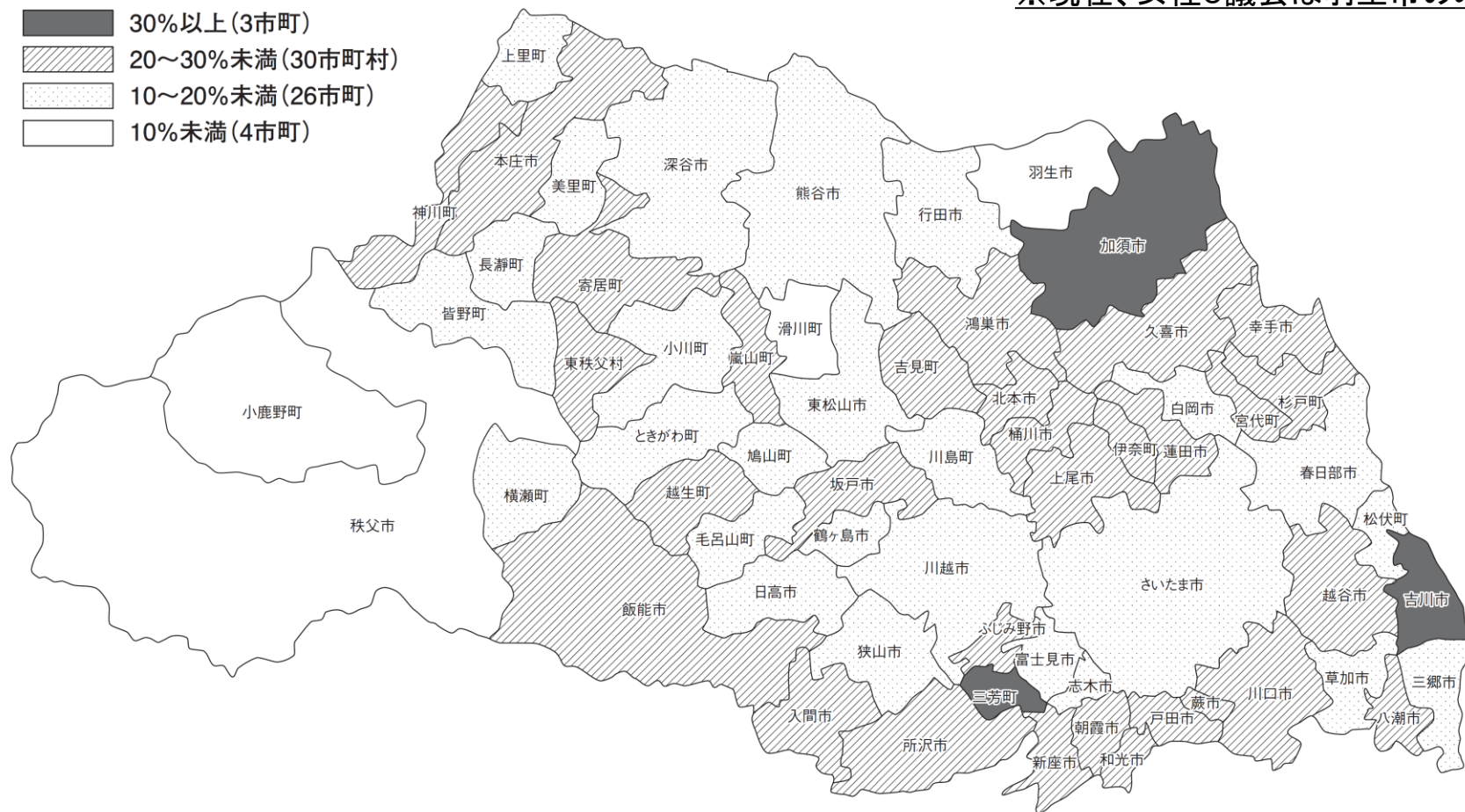
韓国17.1%

国際平均（上院・下院）	24.3%
北欧平均	42.5%
ヨーロッパ（北欧以外）	27.2%
アメリカ大陸平均	30.6%
中東・北部アフリカ平均	19.0%
アジア平均	19.9%

市町村議会における女性議員の割合

女性の比率

※現在、女性0議会は羽生市のみ



(平成30年4月1日現在)

男女共同参画を進めていく上での留意点

- ▶ 男女共同参画の必要性は必ずしも理解されていない（人々に関心がもたれていない。優先順位が低い課題）
- ▶ と同時に、男女共同参画の推進に対する反発もある
例)すでに男女平等ではないか。女性が優遇されている。
男は男らしく・女は女らしくでよいのではないか。
母親は子育てに専念すべき。
女性が炊出しは合理的(防災活動の中で)
- ▶ 誤解に基づくものである場合もある
- ▶ 人々の信念や価値観に触れるテーマだということ
- ▶ 世代間による考え方の隔たりがあるテーマでもある

課題の共有が鍵

- ▶ 実態を提示し、課題を見える化すること
- ▶ 誰に「見える」ことが必要なのか
 - * まずは担当者自身・担当内から
 - * 庁内(庁内での課題意識の共有化)
 - * 一般市民(市民に向けた情報発信)
- ▶ 問題を見える化し、庁内で共有化すると同時に、問題の背景や原因をとらえ、状況改善を図ること。またそれを市民に対しても情報発信していくこと
- ▶ 地域に男女共同参画に関わる課題があることを知らせ、それが現状の課題にどのように影響しているのかを考える場をつくることが重要
- ▶ 答は一つではない。現状の課題を男女共同参画の視点から発見し、提示し、現状や将来のビジョンを考えるための素材を提供し、考える場をつくっていくこと

課題の見える化を進めるための手法

- ▶ 男女共同参画の課題を浮かび上がらせるためには、男女共同参画の視点から課題を浮かび上がらせるための手法(=男女共同参画統計を取り、現状を分析すること)が必要

男女共同参画統計: 男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと

(第4次男女共同参画基本計画 用語解説)

- ▶ 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針 2016年12月 外務省
国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要である。また、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。

男女共同参画（ジェンダー平等） 世界共通の目標

- ▶ 国際的にも目標は明確に示されている：SDGs目標5
- ▶ 2030年に向けて世界が合意した持続可能な開発目標（SDGs）：



コラム「男性たちに男女共同参画の重要性を認識してもらうために」より

- ▶ 男女共同参画というと、やはりまだ多くの方が「女性の問題」と思われるのではないかと思う。しかし、この課題は、「男性の問題」でもあり、もっといえは、「日本社会の未来」をめぐる課題なのだ。
- ▶ 少子高齢社会は、これまでのように男性だけが社会を支える仕組みでは維持できない。老若男女の共同参画で社会を支える以外に、日本の将来は考えられない状況なのだ。
- ▶ 男性の多くは、性別分業の発想から脱却できていない。
- ▶ 社会の中軸をこれまで担ってきた男性たちの意識と生活スタイルが変わらなければ男女共同参画は進まないだろう。女性のもっている力を見抜き、女性が活躍できる社会形成を進めないと社会の安定した発展は形成できないということを、男性たちにもきちんと認識してもらう必要がある。

京都大学大学院文学研究科・文学部 教授 伊藤公雄

男性にとっての男女共同参画 コラム「男性たちに男女共同参画の重要性を認識してもらうために」より

全文 http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/column/dansei.html

さまざまな連携・ネットワークを生かしながら

- ▶ 県では貧困の連鎖解消の取組が進んでいる
- ▶ 貧困問題の根底には、男女共同参画の課題がある
- ▶ 同時に、埼玉は、ウーマノミクス課を設置し、女性活躍を県としても進めてきた県
- ▶ 女性活躍＝ワークライフバランスが実現し、育児・介護等をしてしながら当たり前前にキャリア形成ができる仕組みをつくることは、企業にとっても重要な課題として認識されつつある
- ▶ 地域の実情に即した効果的な男女共同参画の推進がどう進めていけるか。各地の好事例に学びながら、一緒に、模索していきましょう。

お役立ちサイト

- ▶ 内閣府男女共同参画局 日々の情報をチェック 防災・災害のサイトも情報が充実
<http://www.gender.go.jp/>
- ▶ 配偶者からの暴力被害者支援情報
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html
- ▶ 女性情報ポータル NWEC作成の情報ポータル・レファレンス事例集
<http://winet.nwec.jp/>
- ▶ 女性関連施設データベース 事業内容等の検索が可能
<http://winet.nwec.jp/sisetu/>
- ▶ 男女共同参画と男性 男性向け事業についてのサイト
<http://www.gakusyu-program-nwec.jp/>

お役立ち文献

- ▶ 鹿嶋敬著2017『男女平等は進化したか：男女共同参画基本計画の策定、施策の監視から』新曜社
- ▶ 国立女性教育会館編集 2015『男女共同参画統計データブック：日本の女性と男性』ぎょうせい
- ▶ 内藤和美ほか編著2015『男女共同参画政策：行政評価と施設評価』晃洋書房
- ▶ 宮本みち子編 2015『すべての若者が生きられる未来を：家族・教育・仕事からの排除に抗して』岩波書店
- ▶ 須藤八千代, 土井良多江子編著2016『相談の力：男女共同参画社会と相談員の仕事』明石書店
- ▶ 竹信三恵子・赤石千衣子編著2012『災害支援に女性の視点を！』岩波書店
- ▶ 大沢真理2010『いまこそ考えたい生活保障のしくみ』岩波書店